

○小郡市屋外広告物条例施行規則

令和元年9月26日

規則第16号

改正 令和3年10月25日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市屋外広告物条例（令和元年小郡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の種別等)

第2条 条例第4条第1項に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）及び条例第5条に規定する地域又は場所（以下「許可地域」という。）は、別表第1の左欄に掲げる種別によって区別し、当該種別に属する地域又は場所は、同表の右欄に定めるとおりとする。

2 市長が指定する主要な交差点部（市長が指定する交差点において、交差点の側端及び道路の曲がり角から半径20メートル以内の範囲にある交差点部をいう。以下「主要交差点部」という。）は、別表第2に定めるものとする。

(広告物の表示等の許可の申請)

第3条 条例第5条、第9条第4項又は第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書兼屋外広告物管理者設置届（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所及びその周辺の状況を示す図面又は写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。第12条第1号において同じ。）
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造等（照明等の附帯物を含む。）に関する仕様書及び図面
- (3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する書類
- (4) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(5) 貼り紙又は貼り札に類するものについては、その現物又は見本

3 市長は、許可申請書の記載事項及び前項各号に掲げる書類等の一部の記載事項、添付書類等について、必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(広告物活用地区)

第4条 条例第6条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物確認申請書兼屋外広告物管理者設置届(様式第2号。以下「確認申請書」という。)に前条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、確認申請書を提出する場合について準用する。

(景観保全型広告整備地区)

第5条 条例第7条第6項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示・設置届(様式第3号。以下「設置届」という。)に第3条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第3項の規定は、設置届を提出する場合について準用する。

(広告景観協定地区)

第6条 条例第8条第1項又は第5項の規定による市長の認定を受けようとする者は、広告景観協定(新規・変更・廃止)認定申請書(様式第4号)に広告景観協定書の写し及び広告景観協定地区の位置図(広告物景観協定の廃止に係る市長の認定を受けようとする場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告景観協定認定書(様式第5号)を交付するものとする。

(公共広告物)

第7条 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、貼り紙、貼り札、立看板、広告板、広告塔その他これらに類する広告物又は掲出物件とする。

2 条例第9条第1項第3号の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、公共広告物協議書(様式第6号)に第3条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(適用除外の基準)

第8条 条例第9条第2項第1号から第3号まで、第6号、同条第3項、第4項、第6項及び第7項に規定する規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(経過措置)

第9条 条例第10条第1項及び第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄

骨造り、石造りその他耐久性を有する構造であって、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市長が認めたもの（次項及び第17条第2項において「堅ろうな広告物等」という。）とする。

- 2 条例第10条第1項に規定する規則で定める期間は、当該堅ろうな広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づき算出した耐用年数をいう。）の満了の日とする。

（屋外広告物等の規格）

第10条 条例第12条の規定による広告物又は掲出物件の規格は、別表第4のとおりとする。ただし、美鈴が丘一丁目地区及び端間駅周辺地区を除く地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下この条において同じ。）の区域（地区整備計画（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る。以下この条において同じ。）内に表示する広告物又は設置する掲出物件の規格は、それぞれの地区計画の区域に応じ小郡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年小郡市条例第14号）別表第2キの項に掲げるとおりとする。

（許可の期間）

第11条 条例第13条第1項に規定する許可の期間は、次のとおりとする。

- (1) 貼り紙、貼り札、立看板、広告幕、アドバルーン及びこれらに類するもの（以下「簡易な広告物等」という。）については、1月以内（禁止地域にアドバルーンを設置する場合にあっては、3日以内）
- (2) 簡易な広告物等以外のものについては、3年以内

（更新の許可の申請）

第12条 条例第13条第3項の規定による更新の許可を受けようとする者は、更新しようとする許可の期間の満了の日の10日前までに許可申請書に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に掲げる書類等については、条例第19条第1項の規定により屋外広告物管理者を置く場合にあっては、当該屋外広告物管理者の点検を受けた結果を記載したものでなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の現況の写真
- (2) 屋外広告物自主点検結果報告書（様式第7号）
- (3) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出

物件を設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(工事完了届)

第13条 条例第5条若しくは第9条第4項の規定による許可を受けた者又は条例第6条第2項の規定により確認を受けた者は、当該広告物又は掲出物件について工事を必要とする場合において、当該工事が完了したときは、直ちに屋外広告物工事完了届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更又は改造)

第14条 条例第14条第1項の規定による規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強、修理又は塗装替えであつて、広告物又は掲出物件の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しないものであること。
- (2) 現に受けている許可の期間内において、当該許可に係る同一業務に関する広告物を取り替えて掲出物件に表示すること。

(許可印及び許可証)

第15条 条例第16条に規定する許可印及び許可証の様式は、様式第9号によるものとする。

(除却届)

第16条 条例の規定により許可を受けた広告物又は掲出物件を除却したときは、広告物の表示者等(条例第18条に規定する広告物の表示者等をいう。第18条第3項において同じ。)は、屋外広告物除却(滅失)届(様式第10号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(屋外広告物管理者の設置を要しない広告物又は掲出物件)

第17条 条例第19条第1項ただし書に規定する規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 簡易な広告物等
- (2) 電柱を利用する広告物その他これに類するもの
- (3) 建築物の壁面に直接塗付する広告物

2 条例第19条第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、堅ろうな広告物等とする。

(屋外広告物管理者等の届出)

第18条 条例第20条の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第11号)

により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第5条若しくは第9条第4項の規定による許可又は条例第6条第2項の規定による確認を申請する際に、許可申請書又は確認申請書により条例第19条第1項の規定により設置する屋外広告物管理者を届け出ることができる。
- 3 広告物の表示者等は、条例第20条第1項の規定による届出に係る屋外広告物管理者の氏名又は住所が変更になったときは、その旨を屋外広告物管理者等設置・変更届により届け出なければならない。

(売却の手續)

第19条 条例第25条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 無効入札に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第25条第2項に規定する規則で定める場所は、小郡市役所とする。

3 条例第25条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約条項を示す場所
- (2) 入札及び開札の場所並びに日時
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 無効入札に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(保管物品一覧簿の備付け及び閲覧)

第20条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、保管した広告物（条例第26条第1号に規定する広告物を除く。）又は掲出物件の保管物品一覧簿（様式第12号）を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(返還の手續)

第21条 条例第27条の規定により、返還を受けるべき所有者等（法第8条第2項に規定する所有者等をいう。）に保管した広告物若しくは掲出物件又は売却した代金を返還するときは、屋外広告物等返還受領書（様式第13号）と引換えに返還するものとする。

(身分を示す証明書)

第22条 条例第29条第2項に規定する身分を示す証明書は、証明書(様式第14号)とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年10月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

種別	地域又は場所
第1種禁止地域	1 条例第4条第1項第4号に掲げる地域のうち、小郡駅前地区(歴史的景観形成地区)、宝満川地区、花立山地区及び松崎地区の全域 2 条例第4条第1項第4号に掲げる地域のうち、丘の上住宅地区の範囲内にある市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域 3 条例第4条第1項第6号に掲げる地域
第2種禁止地域	1 条例第4条第1項第1号に掲げる地域 2 条例第4条第1項第2号に掲げる地域 3 条例第4条第1項第3号に掲げる地域 4 条例第4条第1項第5号に掲げる区間のうち、高速自動車国道の全区間及び高速自動車国道に接続し、当該道路から展望できる両側500メートル以内の地域(人口集中地区を除く。)
第1種許可地域	1 第1種禁止地域を除く市街化調整区域、第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
第2種許可地域	1 第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第1種許可地域を除く地域

別表第2(第2条関係)

主要交差点部(交差点名称)
流通センター入口
小郡小学校前
西鉄踏切西
市役所前
小郡郵便局前

西鉄小郡駅西
小郡東
運動公園西入口
力武
横隈
三国が丘5・6丁目
三国が丘4丁目
津古三差路

別表第3（第8条関係）

1 禁止地域及び許可地域における適用除外の基準（許可申請不要）

広告物の種類	規制の適用を除外する基準			
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
条例第9条第2項第1号に掲げる広告物及び掲出物件	表示面積が、合計5平方メートル以内		表示面積が、合計10平方メートル以内	表示面積が、合計15平方メートル以内
条例第9条第2項第2号に掲げる広告物又は掲出物件	表示面積が、合計5平方メートル以内			
条例第9条第2項第3号に掲げる広告物	1 当該工事期間中に限り表示されるもの 2 営利を目的としないもの			
条例第9条第2項第6号に掲げる広告物	次のいずれかに該当する広告物 1 自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するものであって、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内 2 営利を目的としない宣伝、行事、催物等を表示するものであって、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内			

注 上表に掲げる基準のほか、別表第4の基準に適合すること。

2 禁止物件における適用除外の基準（許可申請不要）

広告物の種類	規制の適用を除外する基準
条例第9条第3項第1号に掲げる自家用広告物等	表示面積が、合計5平方メートル以内
条例第9条第3項第2号に掲げる広告物又は掲出物件	表示面積が、合計5平方メートル以内

注 上表に掲げる基準のほか、別表第4の基準に適合すること。

3 許可を受けて広告物を掲出する場合における適用除外基準

広告物の種類	許可により規制の適用を除外する基準	
	第1種禁止地域	第2種禁止地域
条例第9条第4項第1号に掲げる自家用広告物等	表示面積が、合計10平方メートル以内	表示面積が、合計15平方メートル以内
条例第9条第4項第2号に掲げる広告物又は掲出物件	1 表示内容は、名称、所在地、距離、略図又は方向を示す記号等で、案内誘導を主たる目的としたもの 2 設置箇所は、原則として1の施設又は場所につき禁止地域内で4箇所以内 3 地上に設置するものにあつては、高さ5メートル以下 4 表示面積は、1の施設又は場所につき1面あたり2平方メートル以内。集合板の場合は、1の施設又は場所につき2平方メートルを加算することができ、合計で8平方メートル以内 5 地上に設置するものにあつては、相互間距離が15メートル以上	

注 上表に掲げる基準のほか、別表第4の基準に適合すること。

4 許可地域における適用除外の基準

広告物の種類	規制の適用を除外する基準
条例第9条第6項に掲げる広告物又は掲出物件	表示期間が、1月以内

5 禁止地域、禁止物件及び許可地域における適用除外の基準

広告物の種類	規制の適用を除外する基準
条例第9条第7項に掲げる広告物又は掲出物件	表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設



出物件	設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下
-----	---------------------------------------------------

別表第4（第10条関係）

（令3規則24・一部改正）

1 広告物又は掲出物件の規格（共通基準）

項目	要件
広告物の規模	1 掲出数は最小限とし、可能な限り設置位置は集約化すること。 2 第1種許可地域では、表示面積の合計は、50平方メートル以内
周辺との調和	1 広告物の形態及び衣装は地域特性や周辺景観との調和を図ること。 2 建築物その他の工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物との調和を図ること。
色彩	色数を抑え、周囲の景観を阻害しない色彩とするとともに、彩度6を超える色彩を使用する面積が、1面の表示面積の2分の1以下とすること。ただし、掲出方法や素材の工夫により、周辺との調和が図られている場合は、この限りでない。
照明	1 動光・点滅を伴うものは、原則禁止とする。ただし、短期的なイベントなど期間限定のものは、この限りでない。 2 発光可変表示式屋外広告物は、原則禁止とする。
危害の防止	1 容易に破壊し、又は落下しないような構造とし、堅固に設置すること。 2 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

2 広告物又は掲出物件の規格（個別基準）

(1) 自立広告物（地上に建てられたものをいう。）

第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
自家用広告物等に限る。		1 地上からの高さは、10メートル以下。ただし、広告板の高さは、5メートル以下	1 地上からの高さは、10メートル以下。ただし、広告板の高さは、5メートル以下
1 地上からの高さは、5メートル以下	1 地上からの高さは、5メートル以下	2 表示面積は、1面10平方メートル以内	2 表示面積は、1面30平方メートル以内

		<p>平方メートル以内</p> <p>3 広告塔及び広告板相互間の距離は、15メートル以上</p> <p>4 鉄道からの展望を目的とするものは、</p> <p>3 広告塔及び広告板相互間の距離は、50メートル以上かつ鉄道までの距離は100メートル以上</p>	<p>平方メートル以内。</p> <p>ただし、市長の指定する主要交差点部においては、1面15平方メートル以内</p> <p>3 広告塔及び広告板相互間の距離は、5メートル以上。ただし、市長の指定する主要交差点部においては、15メートル以上</p> <p>4 鉄道からの展望を目的とするものは、</p> <p>3 広告塔及び広告板相互間の距離は、50メートル以上かつ鉄道までの距離は100メートル以上</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 屋上広告物（建築物の屋上に設置されたものをいう。）

第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
設置を禁止する。ただし、勾配屋根に取り付ける自家用広告物等で、屋根高を超えない高さとしたものを除く。	<p>1 自家用広告物等に 限る。</p> <p>2 高さは、これを設置する建築物の高さの3分の1以下かつ地上から上端までの高さは50メートル以下</p> <p>3 表示面積は、合計で15平方メートル以</p>	<p>1 高さは、これを設置する建築物の高さの3分の1以下かつ地上から上端までの高さは50メートル以下</p> <p>2 表示面積は、合計で20平方メートル以内</p>	<p>高さは、これを設置する建築物の高さの3分の2以下かつ地上から上端までの高さは50メートル以下</p>

	内		
--	---	--	--

(3) 壁面広告物（建築物又は工作物の壁面に取り付けられたものをいう。）

第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
自家用広告物等に限る。		表示面積は、各壁面面積の3分の1以内かつ合計で20平方メートル以内	表示面積は、各壁面面積の3分の1（都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域及び準工業地域にあつては、各壁面面積の5分の3）以内

(4) 突出広告物（壁面から突き出して取り付けられたものをいう。）

第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
自家用広告物等に限る。		1 広告物の高さは、路面から4.5メートル（歩道上にあつては、2.5メートル）以上 2 広告物の出幅は、道路境界線から1メートル以内 3 表示面積は、20平方メートル以内	
1 広告物の高さは、路面から4.5メートル（歩道上にあつては、2.5メートル）以上	1 広告物の高さは、路面から4.5メートル（歩道上にあつては、2.5メートル）以上		
2 広告物の出幅は、道路境界線から1メートル以内	2 広告物の出幅は、道路境界線から1メートル以内		
3 表示面積は、5平方メートル以内	3 表示面積は、10平方メートル以内		

(5) 簡易な広告物

貼り紙、貼り札その他これらに類するもの	表示面積は、1平方メートル以内
立看板	大きさは、縦2メートル以下及び横1メートル以下とし、脚の長さは、0.3メートル以下
広告幕	表示面積は、15平方メートル以内とし、風圧に耐えるようにしっかりと係留すること。
広告旗	表示面積は2平方メートル以内とし、4本以上設置する場合は、相

		互間の距離を3メートル以上に保つこと。
アドバルーン		1敷地につき1個までとし、風圧に耐えるようにしっかりと係留すること。
電柱又は街灯柱の類を利用するもの	袖付広告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告面の下端は、路面から4.5メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上</li> <li>2 広告物の大きさは、縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内</li> <li>3 広告物の出幅は、0.8メートル以内</li> </ol>
	巻付広告及び直接塗布する広告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告面の下端は、路面から1.2メートル以上</li> <li>2 広告物の大きさは縦1.8メートル以内</li> <li>3 1本につき1個までとする。</li> </ol>
自動車の外面を利用する広告物		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期路線バスの外面を利用して表示するもの（2に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>i 表示は、窓面を利用する場合は、側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内</li> <li>ii 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの</li> <li>iii 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのないもの</li> <li>iv 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのないもの</li> </ol> </li> <li>2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内</li> </ol>

屋外広告物許可申請書兼屋外広告物管理者設置届

小郡市長 あて

年 月 日

申請者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）氏 名  
In

印

小郡市屋外広告物条例 { 第5条・第9条第4項（新規）  
第13条第3項（更新）  
第14条第1項（変更又は改造） } の規定による許可を受けたいので、

次のとおり申請します。

1 表示（設置）場所 （移動するものはその範囲）	地番			
	<input type="checkbox"/> 第1種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域	<input type="checkbox"/> 第2種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域	<input type="checkbox"/> その他地域 ( )	
2 屋外広告物管理者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所			
	氏 名	In		
	資 格			
3 工事施工者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所			
	氏 名	In		
4 工事完成予定日	年	月	日	
5 表示（設置）期間	年	月	日から	日まで
6 前回許可（更新）	年	月	日	第 号
7 広告物	広告の種類別	サイズ(縦m×横m)・面積	数量	照明
		× ( m <sup>2</sup> )		有・無
		× ( m <sup>2</sup> )		有・無
		× ( m <sup>2</sup> )		有・無
		× ( m <sup>2</sup> )		有・無
8 他の法令の許可	法 令 名	許 可 年 月 日	番 号	
※受付印	※手数料欄			

※の欄は、記入の必要はありません。  
7 広告物の欄が足りない場合は、裏面に記載してください。

7 広告物	広告の種別	サイズ・面積	数量	照明
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無

<新規又は変更の場合>

・添付書類

- 1) 付近の図面又は写真
- 2) 形状、寸法、材料、構造等（照明等の附帯物を含む。）に関する仕様書及び図面
- 3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する書類
- 4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し（以下「広告物設置承諾書」という。）
- 5) 貼り紙又は貼り札については、現物又は見本

<許可期間更新に必要なもの>

・添付書類

- 1) 物件の現況の写真
- 2) 屋外広告物自主点検結果報告書
- 3) 広告物設置承諾書

屋外広告物確認申請書兼屋外広告物管理者設置届

小郡市長 あて

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

小郡市屋外広告物条例第6条第2項の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 表示（設置）場所 (移動するものはその範囲)	地番			
	<input type="checkbox"/> 第1種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域	<input type="checkbox"/> 第2種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域	<input type="checkbox"/> その他地域 ( )	
2 屋外広告物管理者 <small>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</small>	住 所			
	氏 名	In		
	資 格			
3 工 事 施 工 者 <small>〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</small>	住 所			
	氏 名	In		
4 工事完成予定日	年	月	日	
5 表示（設置）期間	年	月	日から 日まで	
6 前回許可（更新）	年	月	日	第 号
7 広告物	広告の種類	サイズ(縦m×横m)・面積	数量	照明
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
8 他の法令の許可	法 令 名	許 可 年 月 日	番 号	
※受付印	※手数料欄			

※の欄は、記入の必要はありません。  
 7 広告物の欄が足りない場合は裏面に記載してください。

7 広告物	広告の種類別	サイズ・面積	数量	照明
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無

・添付書類

- 1) 付近の図面又は写真
- 2) 形状、寸法、材料、構造等（照明等の附帯物を含む。）に関する仕様書及び図面
- 3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する書類
- 4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し
- 5) 貼り紙又は貼り札については、現物又は見本



屋外広告物表示・設置届

小郡市長 あて

年 月 日

申請者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

氏名

印

小郡市屋外広告物条例第7条第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 表示（設置）場所 （移動するものはその範囲）	地番			
	（ ）整備地区			
2 屋外広告物管理者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所			
	氏名	In		
3 工事施工者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所			
	氏名	In		
4 工事完成予定日	年	月	日	
5 表示（設置）期間	年	月	日から	日まで
6 前回許可（更新）	年	月	日	第 号
7 広告物	広告の種類	サイズ(縦m×横m)・面積	数量	照明
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
8 他の法令の許可	法令名	許可年月日	番号	
※受付印	※手数料欄			

※の欄は、記入の必要はありません。

7 広告物の欄が足りない場合は裏面に記載してください。



広告景観協定（新規・変更・廃止）認定申請書

小郡市長 あて

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

小郡市屋外広告物条例 {  第8条第1項  
 第8条第5項 } の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

広告景観協定の名称			
代表者の氏名及び住所			
広告景観協定地区の地名及び地番			
広告景観協定地区の面積			
広告景観協定の有効期間	年 月 日から	年 月 日	
変更・廃止理由 ※1			
変更内容 ※2			
土地所有者の人数	人	協定参加者の人数	人
※受付印	※備考		

注 1 広告景観協定書の写し及び広告景観協定地区の位置図を添付してください。

2 ※1は変更又は廃止の場合のみ記載ください。

3 ※2は変更の場合のみ記載ください。

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小郡市長

### 広告景観協定認定書

年 月 日付けで認定申請のあった広告景観協定について、小郡市屋外広告物条例第8条（第1項・第5項）の規定により、次のとおり認定します。

認 定 番 号	
認 定 の 種 別	新規 ・ 変更 ・ 廃止
広告景観協定の名称	
広告景観協定地区の 地名及び地番	
広告景観協定地区の面積	
広告景観協定の有効期限	年 月 日から 年 月 日

公共広告物協議書

小郡市長 あて

年 月 日

代表者名

印

小郡市屋外広告物条例第9条第1項第3号の規定による協議を受けたいので、次のとおり申請します。

1 表示（設置）場所 （移動するものはその範囲）	地番			
	<input type="checkbox"/> 第1種禁止地域 <input type="checkbox"/> 第2種禁止地域 <input type="checkbox"/> その他地域 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域      ( )			
2 屋外広告物管理責任者	住 所			
	氏 名			
3 表示（設置）の目的				
4 工事完成予定日	年	月	日	
5 表示（設置）期間	年	月	日から	日まで
7 広告物	広告の種別	サイズ(縦m×横m)・面積	数量	照明
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
		× ( m)		有・無
8 他の法令の許可	法 名 等	許 可 年 月 日	番 号	
※受付印	※手数料欄			

※の欄は、記入の必要はありません。  
7 広告物の欄が足りない場合は裏面に記載してください。



様式第7号（第12条関係）

## 屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

小郡市長 あて

申請者 } 住 所 }  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 氏 名 } 印

小郡市屋外広告物条例施行規則第12条第2号の規定により、屋外広告物自主点検結果を下記のとおり報告します。

### 1 広告物等の概要

- (1) 種類  
(2) 表示（設置）場所  
(3) 設置年月日 年 月 日  
(4) 前回の許可 年 月 日 第 号

### 2 点検結果

点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
①主要部分の変形又は腐食	有・無	
②取付（支持）部分の変形又は腐食	有・無	
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食	有・無	
④表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
⑤その他特に点検した箇所	有・無	
上記のとおり点検を行いました。 年 月 日 住 所 氏 名 印 (一級建築士・二級建築士・屋外広告士)		

注 1 「（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）」は、堅固な広告物等の場合のみ該当する資格を○で囲むこと。

2 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※高さが4メートルを超える広告物の点検については、建築士又は屋外広告士の資格を有する者に限られます。

### 屋外広告物工事完了届

年 月 日

小郡市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
印  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

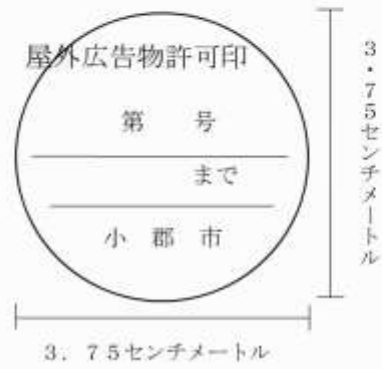
広告物等の工事が完了したので、小郡市屋外広告物条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 表示（設置）場所	
2 種類及び数量	
3 許可期間	年 月 日 から 年 月 日
4 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 工事完了の日	年 月 日
6 形状、寸法等	

- 注 1 工事完了後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。  
2 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。



様式第9号 (第15条関係)



様式第10号(第16条関係)

屋外広告物除却(滅失)届

年 月 日

小郡市長 あて

届出者 住 所

(法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者)

氏 名

印

印

屋外広告物を除却(滅失)しましたので、次のとおり届け出ます。

1 許 可 年 月 日 第 号

2 表示又は設置の場所

3 除却(滅失)理由

4 除却(滅失)年月日 年 月 日

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

小郡市長 あて

届出者 住所 〒 -  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、支店及び代表者の氏名） 氏名 印  
 印

屋外広告物の  管理者を設置した  
 表示者・設置者・管理者 を変更した  
 表示者・設置者・管理者 の氏名を変更した  
 ので、小郡市屋外広告物  
 条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
表示（設置）の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
表示（設置）の場所	
広告の種類	数量 枚個
管理者設置の場合	住所 〒 - TEL 氏名 印 資格
	設置年月日 年 月 日
	住所 〒 - TEL 氏名 印 資格
[表示者・設置者・管理者]の 変更の場合	住所 〒 - TEL 氏名
	住所 〒 - TEL 氏名

- 注 1 [ ] 内は、該当する箇所（□）に「レ印」を記入してください。  
 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。  
 3 管理者の資格が必要な場合は、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。

様式第12号(第20条関係)

保管物品一覧簿							
整理番号	保管した広告物 又は掲出物件		保管した広告物又は掲出物件 が放置されていた場所	除去した年月日	保管を始めた年月日	保管の場所	備考
	名称又は 種 類	数 量					

様式第13号（第21条関係）

屋外広告物等返還受領書

小郡市長 あて

年 月 日

申請者 住所  
返還を受けた者が  
法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名  
氏名 印

小郡市屋外広告物条例27条の規定に基づき、次のとおり（広告物又は掲出物件・現金）の返還を受けました。

1 広告物又は掲出物件の返還を受けた日	年 月 日
2 広告物又は掲出物件の返還を受けた場所	
3 返還を受けた広告物又は掲出物件の名称又は種類	
4 返還を受けた広告物又は掲出物件の数量	
5 返還を受けた金額	円
※受付印	※整理番号

注 ※印の欄は、記入の必要はありません

(表)

(写真) 縦3cm× 横2.5cm	身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、小郡市において屋外広告物条例 に基づく立入検査若しくは立入調査を行う者で あることを証明する。 年 月 日 小郡市長
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6cm

9cm

(裏)

小郡市屋外広告物条例(抜粋)  
(報告及び立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等若しくは屋外広告物管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第1号 (第3条、第12条、第14条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第18条関係)

様式第12号 (第20条関係)

様式第13号 (第21条関係)

様式第14号 (第22条関係)